

中間市教育委員会

定例教育委員会会議録

(平成29年2月)

- 1 日 時 平成29年2月1日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 本館 第一委員会室
- 3 出席委員 河本委員 衛藤委員 齊田委員 坂口委員 増田教育長
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局出席者 濱田教育部長 片平学校教育課長
森学校教育課指導室長 古賀生涯学習課長
蛙田生涯学習課長補佐 田中教育総務課長
小林教育総務課総務係長
- 6 傍聴人 3人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

定例教育委員会議事日程

平成29年2月1日（水）午前10時00分

- 1 前回の議事録の承認

- 2 報告事項
 - (1) 平成29年2月学校教育行事及び社会教育行事について
 - (2) その他

- 3 協議事項
 - (1) 平成29年2月臨時教育委員会の開催について（公開）（非公開）
 - (2) 平成29年定例教育委員会の開催について

- 4 議決事項
 - (1) 第1号議案 中間市中央公民館運営等に関する規則の一部を改正する規則について
 - (2) 第2号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算要求について

[開会時刻：午前10時00分]

- 増田教育長 ただ今から、平成29年2月の定例教育委員会を開催いたします。
それでは、前回の議事録の承認ということで、お手元にお配りしている
と思いますが、よろしいでしょうか。
- 衛藤委員 内容については結構なんですけど、ちょっと質問いたします。
議事録の案が届いたときにご質問した内容について、私は回答をお聞き
しているんですが、委員のみなさんにもご理解いただいていた方がいいの
ではないかという思いで、質問いたします。
前回、会議の中で、今年度の論文で優秀賞の表彰を受けた方の個人名を
報告されたんですが、議事録ではその個人名が省かれていたので、どうし
て省かれていたのか、大変良いことだから、みなさんに紹介したほうがい
いのではないかとご質問しました。ちなみに昨年度は優良賞と佳作賞を
受賞された先生方の個人名が議事録の中に載せてありましたので、今年も
載せたほうがいいのではないかと伝えました。
先ほど言いましたように、私は係長からその理由について詳しく聞きま
したが、できましたらこの場で共通理解をした方がいいのではないかと思
って、お名前をどうしてはずしたのかということについての質問です。
- 田中教育総務
課長 はい。議事録における個人名の記載につきましては、教育委員、教育長
など、個人名が公開されている方はもちろん記載しております。今回の件
について事務局で検討したところ、名前を載せることによってその先生宛
に営業電話がかかってくるなど、いろいろと負に働くところがございます
ので、公開されていない個人名は掲載しないこととしました。
- 増田教育長 よろしいですか。
- 各委員 はい。
- 増田教育長 それでは議事録は承認ということでよろしく願いいたします。
次に、報告事項に移ります。1番目の平成29年2月学校教育行事及び
社会教育行事について、事務局から説明をお願いします。
- 片平学校教育 はい。まず共通行事についてですが、27日月曜日に初任者研修閉講式

課長

を予定しております。対象者は小学校5名、中学校1名でございます。次に、小中連絡会が17日金曜日に中間中校区、24日金曜日に北中校区、22日水曜日に東中校区と南中校区で行われます。これは、新入生のスムーズな受け入れ、中1ギャップ解消のため、中学校教員が校区内の小学校を訪問して、6年生の授業参観、担任との情報交換を行います。

続きまして、小学校行事です。14日火曜日に新1年生体験入学が計画されております。各小学校において、29年度入学予定の保育園児、幼稚園児とその保護者を招いて、体験入学と説明会を実施いたします。底井野小学校において、24日金曜日に全学年漢字検定が行われます。東小学校において6日から10日にかけて計算力の到達度調査、13日から17日にかけて漢字の到達度調査が行われます。これは自作の50問テストを行うということになっております。16日木曜日に集中力や作文力、語彙力を養うため全校で視写が行われます。10日金曜日に中間小学校で大縄跳びの集会が行われます。体力向上の一環として毎年行われているもので、大縄の八の字跳びの回数を各学級ごとに競います。その集会に向けて、全校で縄跳びの練習に取り組んでいるところでございます。また、上級生の模範演技などが行われます。

続きまして、中学校行事です。各中学校において2月中旬より期末考査が実施されます。考査に向けて補充学習や質問教室などの取り組みが行われます。中間中学校では8日水曜日に2年生を対象とした「いのちの授業」が行われます。保健センターの事業で、助産師による講話やダミーを使った赤ちゃんのお世話体験が実施されます。東中学校で2年生を対象として高校教員による出前授業が行われます。私立高校5校から教科の先生がお見えになり、授業を行っていただくということでございます。以上です。

増田教育長

はい、ありがとうございました。ただ今の学校教育行事につきまして、ご質問、またはご意見がありましたらどうぞお願いいたします。

衛藤委員

はい。ひとつは、今月は小学校も中学校も「移動美術館」がかなり多く計画されているんですね。大変良いことと思います。生涯学習課が今月の初めから終わりまで移動美術館を計画されているようですので、それとの関連があるんだろうと思います。詳しいことをお尋ねしたいです。

それから、中間小学校で22日に「6年生の校外学習（高校）」と書いてありますが、これはどこか高校に出向いて、高校の先生の話を聞いたり見学したりするということだと思いますが、詳しいことが分かりましたらお教えいただきたいと思います。

古賀生涯学習課長	そうですね。バス等も教育委員会で用意します。
衛藤委員	これは今年に限ったことですか。来年以降も継続するかどうかは未定ですか。こういう事業はいいことです。
古賀生涯学習課長	これは平成7年度から続いておりまして、おそらく来年もどこかの市町村に回ってくると思います。
衛藤委員	県の事業だから、順番に回ってくるんですね。
古賀生涯学習課長	そうですね。順番が回ってきて、展示できる場所を持っている市町村ということになると思います。
濱田教育部長	前はいつだったんですかね。わかりますか。
古賀生涯学習課長	平成10年です。
増田教育長	2回目ということですね。この件についてはよろしいですか。 それでは、中間小の件と2月7日の共通行事について、森室長、お願いします。
森学校教育課指導室長	はい。まず中間小学校の校外学習の件ですが、衛藤委員がおっしゃったとおりです。進路学習やキャリア教育といった観点から、高校を訪問して、高校での学校生活や学習についてお話を伺うという内容でございます。小中連絡会を実施するなど、中学校との接続は年間を通して日常的に行っているんですが、それを高校まで見据え、展望を持たせた取り組みでございます。それから、共通行事については、教育委員会は本日に変更となりましたので、記載ミスでございます。失礼いたしました。申し訳ありません。
増田教育長	はい。これは訂正していただきたいと思います。よろしいですか。
各委員	はい。
増田教育長	他にご質問はありませんか。
齊田委員	はい。28日の小学2年校外学習で鮭の放流があるんですが、「交流」と

「放流」と載っていますけど、これはどう違うのでしょうか。

森学校教育課
指導室長
増田教育長

これも記載ミスでございます。すみません。「放流」が正しいです。

はい、他にありませんか。

衛藤委員

この鮭放流については、我々はどういう関わりを持てばいいのでしょうか。最初の年は東小だけで行われましたよね。その時は案内状をいただいて、参加したんですよね。そして去年は全校で行ったんですよね。去年は案内状が来なかったので行かなかったのですが、今年はどういうふうになってますか。

田中教育総務
課長

はい。先ほど、「鮭の会」の方が教育長を訪ねられて、放流会開催のご案内をいただきました。式典は13時からですが、去年、放流を一気に行い、混乱がありましたので、今回は9時から16時の間で順次、保育園、幼稚園、学校等の子どもたちがやって来て放流するという事です。案内状は教育長宛のものしか預かっておりません。

衛藤委員

はい。わかりました。

増田教育長

これは教育委員会が後援になっていますので、後ほど開催要項はお知らせします。

他にありませんか。よろしいですか。

河本委員

はい。各校区の行事を見ていると、学力の向上に随分力を入れてると思うのですが、最近、市内を歩いていると、制服をきちんと着ていない子を見かけるんですよね。それに、夜遅くに100円ショップに入っていく子なども見かけます。やはり制服をきちんと着ていない学校は過去にもいろいろ問題が起こったことがあって、こうして一生懸命学力を上げようとしても上がらなかったり、問題が出てくると思うんです。もちろん、きちんと着ているなと思う学校もあるんですが、中にはそういう学校があります。

また、夜遅くお店に入る生徒が、「今頃の時間、先生はもうここには来ないよね」と言って入っていったんですよね。だから見えない所で、生徒たちがそういうことをしているということを先生たちに認識していただきたいですし、もう一度、制服をきちんと着るということから、規範意識を

取り戻してほしいし、学力向上にスムーズに取り組めるようにしてほしいということを校長会で言っていただきたいと思います。

もうひとつ、この前、体育の授業でサッカーのゴールのプレートですかね。あれに押しつぶされて亡くなった子がいましたが、中間市では遊具の点検などはどういうふうになっているのでしょうか。そういう事故で亡くなるのは本当に残念なことでありますし、あってはならないことです。点検がどうなっているかお教えいただきたいと思います。

増田教育長

生徒の規範意識の問題と、遊具の安全確認、この2点について、片平課長から回答をお願いします。

片平学校教育
課長

はい。まず生徒指導の件ですが、規範意識ということで、やはり制服というのは自分の学校に愛校心を持つということにつながるの、そういった心の教育を充実させていきたいと考えております。また、これは保護者にも充分協力していただかなくてはいけないと思います。夜間に子どもを外出させないというところも、やはり保護者の協力なくしてはできないと思っておりますので、そういったところの充実努めていきたいと考えております。

それから点検の件は、あの事故が発生してすぐ、指導主事と室長を各学校へ点検に行かせております。しっかり杭が打ってあるかなど、学校長または教頭と一緒に回って、目視の点検をしております。また、毎月1回必ず「学校安全点検日」を設けて、点検しているところでございます。以上です。

田中教育総務
課長

遊具につきましても、事故の報道があつてすぐ、施設係を点検に行かせております。まだ修繕する段階でない遊具も早目に着手し、安全性の確保に努めているところでございます。

増田教育長

はい。よろしいですか。

河本委員

先ほどの制服の問題について、私の母校の恩師から聞いたことなんですが、髪を染めている子がいたので、保護者を呼んで注意したら「うちの子が染めただけであつて、他の生徒に何も影響を与えていないじゃないか」と言われたらしいんですね。しかし、「服装の乱れは心の乱れ、必ず学力にも現れる」とその先生はおっしゃっていました。先生方には、もし保護者からそういうことを言われた時にどう答えるのか、心をひとつに、きち

んと答えられるようにしていただきたいと思います。

増田教育長

はい。ありがとうございます。河本委員がおっしゃった服装等の乱れについてですが、中学3年生は今、私立高校の専願入試が終わってちょっと気の抜けた生徒もいますが、一方で今から公立高校受験に向けて学校はピリピリした状態になっていないといけないんですが、今ご指摘いただいたことについては大事な問題だと考えております。次回の校長会で、こういった服装の乱れ等の規範意識をしっかりと持つように指導してまいりたいと思います。

河本委員

よろしく願いいたします。

増田教育長

他に何か、よろしいですか。

では、学校教育行事につきましてはよろしいでしょうか。続きまして、社会教育行事について、古賀課長から説明をお願いします。

古賀生涯学習
課長

はい。それでは社会教育行事予定表に基づいてご説明いたします。まず、生涯学習課でございます。2月9日木曜日、先ほど説明いたしました福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」が28日まで開催されます。内容につきましては先ほど説明したとおりでございます。11日土曜日「移動美術館展ギャラリートーク」といたしまして、学芸員による美術展の紹介があります。12日日曜日、これも「移動美術館展オープニングコンサート」といたしまして、河本絵理さんによるピアノコンサートが開催されます。河本委員、ご協力ありがとうございました。続きまして16日木曜日「平成28年度2回社会教育委員会議」が行われます。

次のページでなかまハーモニーホールの予定をご紹介します。こちらにつきましても、9日、11日、12日、19日は移動美術館関連でございますので、先ほどの説明と同じものがございます。

次に生涯学習センターにいきます。特に大きな事業はありません。貸館事業のみとなっております。

次に中間市民図書館でございます。2月1日から、「図書館利用者満足度アンケート調査」が1ヶ月にわたり行われます。この結果は、4月にパネル等で展示する予定でございます。25日土曜日「郷土史講座『世界遺産と遠賀川水源地ポンプ室』』ということで、世界遺産推進室委員による説明会があります。

次の体育文化センターでございます。2月5日「第6回中間市ペタンク

大会」が約80名の参加で実施されます。19日は「第57回中間市卓球大会」で、昨年の実績で約130名参加があった卓球大会が行われます。以上で社会教育行事のご説明を終わります。

増田教育長 はい。ありがとうございました。ただ今の社会教育行事について、ご質問、ご意見がありましたらどうぞお願いいたします。

衛藤委員 図書館で1日にある世界遺産のパネル展は、9時半から19時までとなっていますが、これは1日限りですか。そうであればもったいないような気がしてですね。せつかくなら25日の郷土史講座まで続ければ、ちょうど関係性が出てくる気がしたので。

古賀生涯学習 そのまま展示されます。

課長

衛藤委員 ずっと？

古賀生涯学習 はい。1日だけではないです。

課長

衛藤委員 1日ではないんですね。1ヶ月以上あるんですね。

増田教育長 他にありませんか。よろしいでしょうか。社会教育行事につきましては以上でございます。

それでは報告事項のその他ということで、何かありませんか。

衛藤委員 質問ですが、ひとつは、北九州も福岡もそうですが、今インフルエンザが非常に流行して危険な状態だということで、学級閉鎖等が行われている市町村もあるようですから、その状況がどうなっているかということについてお尋ねしたいです。

それからもうひとつは、これは1月23日の読売新聞に掲載されていましたが、文科省がいじめ防止の取り組みについて保護者が評価することを盛り込んだ「いじめ防止基本方針」の改定を図るということで、1月23日に有識者会議を始めたんですね。内容については、ひとつは外部の評価がなかったということ、それから、けんかやふざけ合いといったものが「いじめ」にあたるのかはっきりしていないということで、有識者会議の中で意見を確認したいということが新聞報道に載ってたんですね。

それと前後するかのように、横浜市で、福島から移り住んできた子ども

が150万円を支払わされたことについてかなりテレビで報道されたんですよね。その時、教育長の「いわゆる『いじめ』と認定するのは難しい」という発言があり、その後林市長が「教育長の発言については内容が不十分だった」ということで謝罪されました。それを見て「いじめとは何か」ということが一番の問題だろうと思いました。

今年度出された各中学校の「いじめ防止基本方針案」をもう一度見直してみました。どの中学校でも、基本理念、いじめの禁止、学校や職員の責務、いじめの防止、早期発見のための方策、いじめ防止に関する方策、いじめに対する方策、いじめ発生時の対応、といったことが書かれてありました。これはこれで全部必要なんですが、「いじめとは何か」ということが書かれていないんですね。

横浜市の問題でもテレビで言われていましたが、これから新任の先生たちが入ってこられたとき、一番問題になるのが「恐喝」なのか「いじめ」なのかということです。まだ結論は出ていませんが、人権上の視点からとらえたら結論が変わってくるとテレビでは報道していたわけですね。

いじめを最初に認知するのは学校現場だろうと思います。それが保護者の意見とそぐわなかった場合は、いろいろな対策会議、第三者会議というものが開かれるんだと思います。そう考えると、「いじめの認定」というのは最も重要な要件なのに、『いじめ』とは」ということが、基本方針に書かれていないんですね。これを書かないと、やっぱり学校で先生方が共通理解を図るときに、基準がいるのではないかと思います。中間市では今までいじめに関する大きな問題は起こっていないので、それに関する会議等は行われませんでした。今後そういった会議が実施されるかどうかに関わらず、いじめの基本認識をきちんとするためにも、基本方針の中に『いじめ』とは」という項目を追加されるべきだと私は思います。このことについて、事務局はどうお考えになっているかというのが2点目です。

それからもう1点、本当は前回の教育委員会でお尋ねしておかなければならなかったんですが、昨年12月1日に特別会議室で、PTAの主催ということで「スマホサミット」が行われました。これを受けて、PTAで何か、「これからこうしよう」とか「こういう共通認識でこういうことを大事にしていこう」とか、決まったことやルールみたいなものがありましたら紹介していただきたいです。

増田教育長

はい。では、学校教育課長からインフルエンザ、「いじめとは何か」という方向性、スマホサミットについて回答をお願いします。

片平学校教育
課長

はい、お答えいたします。まず、インフルエンザは全国的に流行しております。これまでに、西小学校が1月17日から19日まで学級閉鎖しております。現在は西小学校の3年生が1クラス、東小学校の3年生が1クラス、南小学校の4年生が1クラス学級閉鎖しております。状況をみますと、他のクラスまたは他の学年までは広がっていないように思います。エアコンを設置したことにより、拡散が抑えられているかなという状況にあります。

それから2点目のいじめについて、大変貴重なご指摘ありがとうございます。ただ、いじめをしっかりと認知しながら対応することともうひとつ、恐喝であろうが人間関係のこじれであろうが何であろうが、いかなる場合でも「これは『いじめ』だ」、「『いじめ』ではないのか」という視点で、すべて教育的指導を行うということには何ら変わりなく、徹底してそういった問題に取り組むということをお願いしているところです。この基本理念や、取り組む姿勢、対応策というところを学校としては非常に重要視して取り組んでいるところでございます。

定義につきましては、おっしゃる通り、変更されています。18年度にも変更されております。しかし指導の内容は変わっておりません。いじめ、また「不登校」でもいろいろ定義がございますが、これはあくまでも文科省調査における定義であると思います。要するに調査をする上で、こういったことについては、こうとらえなさいという定義で、判断基準になっております。判断基準をもとに、これはいじめだからこうだ、これはいじめじゃないから指導しなくていいとかではなく、とにかく徹底してやるということが大事になってくるんじゃないかなと思っております。

衛藤委員

今おっしゃったことは今までずっとやられていることで、今後もずっと続けていかれることだからそれは心配していませんね。ただ、いじめの基本認識について、結局文科省が出した一番新しいものは、現時点では先ほど課長がおっしゃった18年度に改正した分で。

片平学校教育
課長

いえ、平成25年のいじめ防止対策推進法の定義が一番新しいものです。

衛藤委員

いじめは違うんですかね。文科省のホームページを調べたら、いじめの定義と基本方針は別々書いているようですが。とにかく何度か文科省のいじめの定義については、訂正といいますか、変わってきていますよね。だからこれから先も、いじめの定義はもしかしたら変わるかもしれませんが、基本的に文科省は、被害を受けた子どもの立場に立ってどう考えるか

ということ踏まえて定義を考えていますよね。いじめた子ではなく、被害を受けた子どもの立場に立ってどう考えるか。そうすると、学校現場で最も問題になるのは、たまたまその現場に居合わせた先生がどちらの側に立つかで受け止め方が変わってくるのだと思います。だから、それは学校現場の中で教師一人ひとりがきちんと押さえておかななくてはいけない基本認識だと思うんですね。そうするとやはり、「いじめ」というのはこういうことですよと、どこかで職員が意見交換したり確認したりする場があるだろうという気が私はするんですね。そう考えると、「いじめの定義」というものが職員会議録などに書いていないと、意見交換などの機会がややもすれば薄れていくかなという気がします。また、保護者から「学校は『いじめ』をどういうふうに考えていますか」と質問されたときに、「こういうふうに教師がそれぞれきちんと定義を確認しています」と、保護者に対して発信できるような形をとっておいた方がいいのではないかと思います。基本理念というのは定義に基づかないと生まれてこないわけですから、そういう意味では定義というのをに入れておいた方がいいのではないかと思います。って言ったわけです。

増田教育長

はい。ただ今衛藤委員がおっしゃった内容については、文科省の基本方針案の最新を参酌しながら、教育委員会で検討します。

古賀生涯学習課長

では3番目、スマホサミットの件についてお答えいたします。昨年12月1日に行われた「平成28年度中間市中学生スマホサミット」について進捗状況をご報告いたします。

これは生徒自身からの提案で、「ネット・メディアから自分を守るルールを作ろう」という観点からサミットが行われ、6つのルールが定められました。1つ「長時間使用による視力や姿勢への影響や依存症の危険を考え、インターネットゲームは午後10時30分まで」2つ「個人が特定されると犯罪に巻き込まれる危険性を考え、友達が嫌がること、個人情報流さない」3つ「スマホを使うことで勉強がおろそかにならないように、勉強中、定期考査期間中はスマホを保護者に預ける」4つ「誤解を生まないように、大事なことは直接相手に伝えることが大切なので、直接のコミュニケーションを大切に」5つ「スマホを歩きながら使うと周りへの注意が散漫になり、怪我や事故の恐れのあることから、『ながらスマホ』はやめよう」6つ「暗い所で目を使うことは、目が緊張し、頭痛や視力の低下の恐れがあることから、暗い所では使用しない」以上の6つのルールが採択され、これにもう1つ、家庭でのルールをプラスワンとします。リーフレットを

作成して、まず中学生の家庭から、さらに小学生の家庭まで配布するという計画案です。現在各項目について確認事項を調査中でございます。今年度中には完成の予定で、各家庭に配布する計画と聞いております。以上です。

増田教育長

よろしいですか。他にありませんか。

古賀生涯学習
課長

昨日1月29日に中間高校で、日本体育大学との協定事項である事業を行いました。バスケットボールのクリニックということで、関係者を含め約200名程度が体育館に集まりました。内容は、講師である5人の選手によるミニゲーム、それからバスケットボールの基本動作の指導が9時から12時まで行われました。小学生も、ゲーム等には参加できなかったんですが、ミニバスケットの見学をしてもらいました。これも5、60名は参加していたのではないかと思います。大成功のうちに終わることができました。

選手に感想を聞きましたら、生徒の運動機能が非常に高く驚いたということと、一番楽しかったのは、九州の食べ物がすごくおいしかったということだそうです。全員、九州に来るのが初めての方でしたので、いい思い出にもなったということです。以上でございます。

増田教育長

このクリニックには私も行きました。保護者といろいろ話をしたら、中間市は中学校のバスケットボール専門の指導者が非常に少ないということで、ミニバスケットボールチームの保護者が大変喜んでいらっしゃいました。いい企画をしていただいた、またいろいろな形で続けて欲しいというご要望や意見をいただきました。

衛藤委員

これは報道関係には連絡していたのですか。

古賀生涯教育
課長

はい。ジェイコムでインタビューなどの放送がありました。それと、昨日でしたかね。朝日新聞にも載っておりました。

増田教育長

他にありませんか。それでは報告事項は以上で終わります。
続きまして、協議事項に入ります。平成29年2月臨時教育委員会の開催について、事務局からお願いします。

田中教育総務

はい。臨時教育委員会の日程ですが、2月13日月曜日14時から第1

課長	委員会室で行いたいと考えております。この臨時教育委員会は、公開部分と非公開部分がございます。公開部分では、新年度予算の概要についてご説明したいと考えております。非公開部分は人事関係の内容です。公開部分が終わりましたら教育長室に移動していただいて協議をお願いしたいと考えております。以上です。
増田教育長	はい。2月の臨時教育員会は2月13日ということでよろしいでしょうか。
各委員	はい。
増田教育長	はい。では決定させていただきます。 それでは次に、平成29年3月定例教育委員会について事務局から提案をお願いします。
田中教育総務課長	はい。3月の定例教育委員会ですが、議会の日程等と調整いたしまして、2月27日月曜日14時より第1委員会室でお願いしたいと考えております。
増田教育長	よろしいでしょうか。2月27日14時からということで。
各委員	はい。
増田教育長	では、3月の定例教育委員会は2月27日14時からということで決定いたします。よろしくお願ひいたします。 それでは協議事項の3番目、その他ということで事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
増田教育長	では協議事項を終了いたしまして、議決事項に移ります。 第1号議案中間市中央公民館運営等に関する規則の一部改正する規則について、事務局から説明をお願いいたします。
古賀生涯学習課長	はい。第1号議案中間市中央公民館運営等に関する規則の一部を改正する規則を別紙の通り制定することについて、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第25条第2項の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

中央公民館では昨年11月から、普段公民館を利用できない方を呼び込むため、試行期間として日曜日の開館を実施しております。今後徐々に利用者の幅は広がると思いますが、平成29年4月1日より、中央公民館も他のコミュニティー施設、図書館、ハーモニーホール、交流センター、生涯学習センターと合わせて平日に休館日を設け、財政面においても考慮していくものでございます。これにより、休館日の変更及び日曜日の開館時間の設定等で規則の変更が生じますのでご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。中間市中央公民館運営等に関する規則新旧対照表でございます。主な変更点が2点あります。まず、開館時間の第2条中に「日曜日の開館時間は、午前8時30分から午後6時までとする。」を加え、また、休館日の第3条第1項第1号の「日曜日」を「火曜日」に改めるものでございます。なお、この2点以外にも各条文内で改正がありますが、全て字句の変更のみでございますので、その他の説明は省略させていただきます。

また、火曜日を閉館日とした理由は、利用統計上、利用者が最も少ない日曜日であったこと、また隣接する図書館は月曜日、ハーモニーホールは水曜日が休館日となっておりまして、コミュニティー施設の閉館日が重ならないように、火曜日の休館を案といたしました。よろしく願いいたします。

増田教育長

はい。ありがとうございました。公民館運営等に関する規則の一部改正につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらどうぞお願いいたします。

坂口委員

11ページですが、これは「てにをは」の間違いではないかと思えます。11ページの第10条ですね。「目的外使用の禁止」のアンダーラインの所で「許可を受けた目的以外に公民館に使用し」とありますが、「公民館を」ではないかと思えますが。

古賀生涯学習
課長

そうですね。

増田教育長

はい。申し訳ありません。これは訂正させていただきます。
他にありませんか。

衛藤委員

質問がいくつかあります。まず日曜日の開館については非常にいいことだと思うんですが、通常、平日開館の場合は午後10時までですよ。

古賀生涯学習
課長

はい。

衛藤委員

日曜日だけ午後6時閉館で、通常が10時なので4時間短いですよ。午後10時まででは無理なのかというのが1点です。

それから、11ページの第8条「条例第7条ただし書きの規定により、」と書いてありますよね。前のページを見たら、ただし書きがどこにも書いていないんですが、これは落としてあるんですかね。第7条を読むと、「使用料の返還」のところにただし書きがあるのかないかわかりませんが、「ただし書き」という言葉がどこにもないんですよ。

それと、第9条で改正前の文は「申請書」だったのが「使用願」となっていますよね。この点について、受付の窓口に来た時に分かるという形になるのか、あるいは事前に書類が変わったことを何らかの形で連絡されるのか、市民への周知がどうなるのかということですね。

それから、第12条第1項第3号に「指定された場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。」と書いてありますよね。これは「指定された場所以外で喫煙、又は火気を使用しないこと。」とした方が分かりやすいのではないかと思います。「し」がなくてもいいのではないかと。喫煙と火気を使用しないことは一緒でしょう。喫煙したら火気使用の問題につながるのだから、「し」はいらないのではないかと思います。改正前の文は「喫煙したり、火気を使用しないこと。」と書いてありますよね。そのままでもいいのではないかと思いますけど。喫煙してはいけないということをはっきりしたいんだとしたら、「し」はいらないかと思います。以上です。

古賀生涯学習
課長

はい。まず日曜日の閉館時間を午後6時までとしたのは、財政面の理由です。土曜日、日曜日の業務はシルバー人材センターに委託しております。これを午後10時までとするのと、午後6時までとするのでは、4時間の時間差が生まれます。それから、アンケートを取った際に、日曜日夜の利用があまりなく、午前中からお昼までに使用は終わるという意見があったことです。一番はやはり財政的な面を考えてのことで、公民館内で協議して午後6時までと決めました。それから、第8条のただし書きですね。これは確かに載っていませんので、調べさせていただきます。

それから「使用願」と「申請書」につきましては、市民が窓口に来られた時に説明をするということで、手前もっての周知等は行っておりません。

最後の「喫煙し、」ですが、改正にあたって、総務課文書法制係に内容をチェックさせています。ですので、いただいたご意見を総務課に申し入れて、確認したいと思います。

増田教育長

その件につきましてはもう一度しっかりと見直して、委員の皆様それぞれ持ち回りで承諾を得たいと思います。

他に何かご意見等がありましたら。

衛藤委員

日曜日の開館が午後6時までである理由は今の説明でよく分かったんですが、日曜日の午後6時といたら、夕食の時間帯だろうと思うんですね。だから夕食の時間帯を過ぎたらもう使用できないという形になっているので、予算の関係等があるのでどうしようもないとは思いますが、できましたら今後、夕食が終わってからも利用できるようにすれば、若者が入りする公民館になるのではないかと思うんですね。そのことが活性化にも繋がると思います。開館時間を延ばすことに、なんとかお力添えいただきたいと思います。以上、要望です。

増田教育長

はい。ありがとうございます。他にありませんか。

坂口委員

休館日が日曜日から火曜日になったのは、利用統計上火曜日が一番少ないためということですね。これについて、事後資料で曜日毎にどのくらいの来館数があるのか知りたいなと思ひまして。

古賀生涯学習
課長

今、資料を持ち合わせませんので、また後日お配りしたいと思います。申し訳ありません。

坂口委員

それと、例えば曜日や時間でどの辺に一番集中してご利用者がいらっしゃるのかなとか、そういうことを知りたいなと思ひました。

増田教育長

その件は、また後で資料の準備や説明をお願いいたします。

それでは、この第1号議案につきましては、もう一度、字句や文言を訂正して、委員の皆様へ持ち回りで承諾を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

はい。

増田教育長

ではそういう形でよろしく願いいたします。

第2号議案平成28年度中間市一般会計補正予算要求について、事務局から説明をお願いします。

田中教育総務課長

はい。平成28年度中間市一般会計補正予算要求についてご説明申し上げます。教育総務課所管分から説明いたします。まず、資料の15ページをお願いいたします。始めに歳入でございます。13款2項4目教育費国庫補助金2節小学校費補助金 学校施設環境改善交付金1060万5千円を増額計上しております。この内訳は、空調設備設置工事分1971万4千円を減額、トイレ改善工事分3031万9千円を増額し、差引1060万5千円を増額するものです。

続きまして、3節中学校費補助金 学校施設環境改善交付金763万5千円を減額しております。この内訳は、空調設備設置事業分872万5千円と、中間中学校下水道接続工事分835万2千円を減額し、中間東中学校下水道接続工事分944万2千円を増額、差引763万5千円を減額するものです。

小中学校の空調設備設置工事と中間中学校下水道接続工事の減額につきましては、平成27年度に国の補助金に関する予算が未確定であったため、その事業費を27年度3月補正予算と28年度当初予算に重複して計上しておりましたが、27年度末に補助金の内定をいただきましたので、27年度予算を使い、28年度に繰越執行いたしました。よって、重複して計上していた28年度予算を落とすものです。また、小学校のトイレ改善工事と中間東中学校下水道接続工事は、実質、事業としては29年度事業ですが、国の補正予算に対応することで28年度中に内定をいただきましたので、3月補正予算に計上するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。歳出の説明をいたします。10款2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費 3149万8千円を増額補正しております。この内訳は、空調設備設置工事費5856万円を減額し、トイレ改善工事費9005万8千円を増額、差引3149万8千円を増額するものでございます。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費15節工事請負費2268万2千円を減額補正しております。空調設備設置工事費2591万9千円と、中間中学校下水道接続工事費2481万2千円を減額し、中間東中学校下水道接続工事費2804万9千円を増額、差引2268万2千円を減額補正するものでございます。

事業費の減額につきましては、先ほど歳入の説明で申し上げましたとお

り、その事業費を27年度3月補正予算と28年度当初予算に重複して計上しておりましたので、28年度分の予算を落とすものでございます。また、事業費の増額につきましても、先ほど申し上げましたように29年度事業でございますが、すでに内定をいただきましたので、3月補正に計上するものでございます。以上、教育総務課所管分でございます。

古賀生涯学習
課長

はい、それでは生涯学習課分についてご説明いたします。資料の17ページをお開き下さい。歳入よりご説明いたします。14款県補助金2項県補助金5目教育費県補助金1節社会教育費補助金細節5一体型放課後子供教室補助金64万5千円の増額補正でございます。補助金の内容は、学童保育所と放課後子ども教室の両方に参加している児童がいる学校の備品購入費に対し、100%補助するものでございます。今年度は東小学校が対象となります。なお、この補助金は今年度で打ち切りとなり、来年度からは6校で行っている「なかまっ子放課後イングリッシュスクール」事業を対象とした「放課後子供教室補助金」となります。

次に19款諸収入3項雑入3目雑入9節雑入細節51県立美術館所蔵品巡回展移動美術館展収益金12万7千円は、移動美術館展の収入に伴う分配金でございます。

次に歳出をご説明いたします。10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費小事業放課後対策に要する経費15万5千円の減額補正でございます。13節委託料80万円の減額は、放課後イングリッシュスクール事業委託契約料の差額分でございます。次に18節備品購入費64万5千円の増額は、歳入でご説明いたしました一体型放課後子供教室備品購入費でございます。以上でございます。

増田教育長

はい。ありがとうございました。それでは第2号議案平成28年度中間市一般会計補正予算要求につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞお願いいたします。

坂口委員

16ページですが、工事請負費の小学校トイレ改善工事9005万8千円、これはどこの小学校がいくらの金額か、内訳が分かりますか。

田中教育総務
課長

金額の内訳は覚えていませんが、学校としては、北小、南小、東小の小学校3校を予定しております。

坂口委員

内訳はまだ明確になっていないんですか。

田中教育総務課長	内訳はあるのですが、今詳しい資料がありませんので、また後日お知らせしたいと思います。
坂口委員	15ページの歳入3031万9千円も一括ということですか。
田中教育総務課長	当課では個別に計算しておりますが、補助金自体は、その年一括で金額が示されるものですから。補助率は1/3でございます。
増田教育長	はい、よろしいでしょうか。他にありませんか。 それでは、第2号議案平成28年度中間市一般会計補正予算につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。
各委員	はい。
増田教育長	ありがとうございました。それでは議決事項の第1号議案については、文言を修正して持ち回りで委員の皆様方にご承諾を得るという形にいたします。承諾を得ましたら、生涯学習課においてしっかりと市民に周知徹底していただきたいと思います。よろしく申し上げます。 それでは、その他ということで他にありませんか。では、以上をもちまして、平成29年2月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。
各委員	ありがとうございました。

[閉会時刻：午前10時55分]